

摂津市立味舌小学校 いじめ防止基本方針

摂津市立味舌小学校

平成26年5月1日策定

【学校教育目標】

1. よく学び、よく考える子
 2. 思いやりのある子
 3. 明るく元気な子
- の育成をめざし、教育活動を推進する

【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で児童への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。

児童一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけたり、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法 第二条）

【いじめの防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

1. 基本的な取り組み

（1）いじめの未然防止のために

- ① 人間関係づくり、集団づくり、コミュニケーション力を高める取り組みの推進
- ② 確かな学力の育成、わかる授業づくりの推進
- ③ 規範意識、学習規律の醸成（道徳教育の推進）
- ④ 自尊感情を育て、自己有用感を持たせる活動の充実
- ⑤ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑦ 学校便りやホームページなどを通じた いじめに関する相談体制等についての啓発活動 など

（2）いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ① いじめ調査等の実施
 - ・児童対象 生活アンケート 年2回（7月、12月）
 - ・相談箱（聞いて！ほっとポスト）の設置
 - ・個人懇談会、学級懇談会、学年懇談会 など

② いじめ相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ等の相談窓口設置

など

③情報集約の工夫と窓口の明確化

- ・毎週水曜の職朝時の児童交流で情報共有
- ・児童生徒支援加配教員（不在時は養護教諭）が情報を集約
- ・「いじめ対策委員会」で対応方針を決定。

2.いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置（組織図別紙）

<活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する対処

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに校長（不在時は教頭）に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

3.重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

学校運営分担表（別紙）

学校行事予定表

| | 児童会 | 儀式的 行事 | 文化的行事 | 健康安全 体育的行事 | 校外学習 宿泊行事 | 勤労生産 奉仕的行事 | いじめ防止等の 取り組み |
|-----|----------------------|-------------------|----------------------|----------------|------------------------|---------------|------------------------------|
| 4月 | 1年生を迎える会 あいさつ運動週間 | 入学式 始業式 離任式 | | 身体測定 | | | 校内研修 いじめ対策委員会 |
| 5月 | | | | スポーツ テスト | 校外学習 | | 家庭訪問 いじめ対策委員会 |
| 6月 | 地区児童会 児童委員会 | | | 避難訓練 (不審者) | 林間学校 | プール掃除 | いじめ対策委員会 学校協議会 |
| 7月 | | 終業式 | | 水泳指導 | 支援学級 キャンプ ハギハッキョ | 大掃除 | いじめ対策委員会 個人懇談 学期末集約 |
| 8月 | | 始業式 | 夏休み作品展 | 連合水泳大会 | | | 校内研修 |
| 9月 | 児童委員会 | | | 運動会 | | | いじめ対策委員会 生活アンケート |
| 10月 | 児童委員会 | | | 避難訓練 (大雨) | 校外学習 修学旅行 | | いじめ対策委員会 |
| 11月 | 文化祭 児童委員会 | | 文化祭 カーニバル 芸術鑑賞 | 健康教育 ふれあい体験 | | カーニバル | いじめ対策委員会 学校教育自己診断 (公開) |
| 12月 | 児童委員会 | 終業式 | 作品展 | | | | いじめ対策委員会 学期末集約 |
| 1月 | 児童委員会 | 始業式 | | 避難訓練 (地震等) | | | いじめ対策委員会 学校協議会 生活アンケート |
| 2月 | 児童委員会 | | 校内発表会 (学年ごと) | 健康教育 | | | いじめ対策委員会 検証・総括 |
| 3月 | 児童委員会 6年生を送る会 | 卒業式 修了式 | | | 6年お別れ遠足 | 大掃除 6年奉仕活動 | いじめ対策委員会 年度末総括 |

PDCAサイクルにおけるチェックを行う必要があります。そのためには、繰り返し収集可能で比較可能なデータを用意することが大切です。

「いじめ」事案への対応（摂津市いじめ防止基本方針より）

◎ 早期発見に向けて

- ・児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- ・児童生徒との人間関係を深め、児童生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも目を向ける

教師による発見

本人や保護者の訴え・相談

他の児童生徒の訴え・相談

「いじめ」の認知

◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- ・関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害児童生徒に対して
被害児童生徒には状況に応じた対応を行う
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力、言葉等）
- ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害児童生徒の状況
- ⑥ 加害児童生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- ・児童生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- ・確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定

◎ 学校全体での対応

- 被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- 被害児童生徒への援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める
具体的援助法を示し、安心感を持たせる
良い点を認め、自信を与える
人間関係の構築
自己理解を深める

- 加害児童生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認
不満、不安等の訴えを十分聴く
被害者のつらさに気づかせる
課題を克服するための援助を行う
役割体験などを通して所属感を高める

- まわりの児童生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導
学級や学年全体に対する指導

◎ 事後の対応

- 引き続き、被害児童生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- 今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する